

令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

配 布 資 料

安全協定の文言の差異	1
島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する 協定の改定に関する申入れについて（ご回答） (平成25年3月15日中国電力株式会社)	3
「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する 協定」の改定申入れに係る検討状況について (2021年8月11日中国電力株式会社)	4
「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する 協定」の改定について (令和3年8月11日鳥取県知事・米子市長・境港市長連名)	6
安全協定改定の議論の経緯	7
島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	8
島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 の運営要綱	13

安全協定の文言の差異

1. 周辺自治体（鳥取県、米子市、境港市）と立地自治体（島根県、松江市）の安全協定の文言の差異

- ①計画等に対する事前了解（事前報告）
②立入調査（現地確認）
③立入調査後の措置要求（意見提出）
④核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等の詳細情報がない。）

①計画等に対する事前了解（事前報告）

島根県(甲)、松江市(乙)、中電(丙)
(計画等に対する事前了解)
第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中電(丁)
(計画等の報告)
第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。
(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。（運用）
第20条
2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があつた場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があつた場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

②立入調査（現地確認）

島根県(甲)、松江市(乙)、中電(丙)
(立入調査)
第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。
(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員

鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中電(丁)
(現地確認)
第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。

(2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
2 前前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。
3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。
4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。
5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者（第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。）の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

③立入調査後の措置要求（意見提出）

島根県(甲)、松江市(乙)、中電(丙)
(適切な措置の要求)
第12条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、 <u>丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。</u>
2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもつてこれに応ずるものとする。

--

鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中電(丁)
(現地確認)
第11条
(中略)
3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。
(運用)
第20条
2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び <u>第11条第3項の規定による意見があつた場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があつた場合は、相互に誠意をもつて対応するものとする。</u>

④核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等詳細情報がない。）

島根県(甲)、松江市(乙)、中電(丙)
【運営要綱】
（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）
第5条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。
（1）丙は、甲及び乙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
（2）丙は、甲及び乙に対し、 <u>輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</u>
（3）丙は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
（4）やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丙は直ちにその内容を甲及び乙に連絡しなければならない。
2 甲及び乙は、丙から連絡のあった内容のうち、 <u>輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報について</u> は、核物質防護の観点から公表しないものとする。
3 連絡様式は、別に定めるものとする。

鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中電(丁)
【運営要綱】
（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）
第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。
ただし、 <u>輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</u>
（1）丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
（2）丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
2 連絡様式は、別に定めるものとする。

島原本企第4号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

2021年8月11日
中国電力株式会社

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」
の改定申入れに係る検討状況について（ご報告）

平素より当社事業運営、とりわけ島根原子力発電所の運営に格別のご理解と
ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に鳥取県、米子市および境港市から、「島根原子
力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）
を立地自治体並みの協定に改定するようお申入れをいただいておりますが、
同様のお申入れをいただいていた、出雲市、安来市および雲南市に、このたび、
当社の対応を別紙のとおり取りまとめ、協議させていただくようお願いしま
したので、報告いたします。

鳥取県、米子市および境港市からのご要請につきましても、現在、具体的な
検討を進めており、準備が整い次第、回答させていただく所存です。

当社は、今後とも鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心の確保に向け最大限
取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

（別紙）「安全協定に関する申入れに対する当社の対応（出雲市、安来市および
雲南市に回答した内容）」

以上

安全協定に関する申入れに対する当社の対応

平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に関して、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。

1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考え方から、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましては、原子力災害対策特別措置法における「立入検査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市（以下、各市という。）を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、要否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」を実施されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応を進めさせていただくよう考えています。

以 上

第202100121105号
防起第1139号-1
発 境 自 第 5 5 号
令和3年8月11日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

鳥取県知事 平井伸治
(公印省略)

米子市長 伊木隆司
(公印省略)

境港市長 伊達憲太郎
(公印省略)

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成24年11月1日に貴社に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、これまで本県、米子市、境港市から重ねて申し入れているところです。

安全協定改定については、貴社からの正式な回答はいまだ連絡はなく、これまでの申入れに応じてこられない貴職の対応は甚だ遺憾であります。改めて具体的検討を進めるとともに、安全協定改定を速やかに行うことを強く求めます。

なお、この件は、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に影響を与えるという考え方を、改めて申し伝えます。

安全協定改定の議論の経緯

平成23(2011)年 3月11日	東日本大震災、福島第一原発事故
5月24日	福島第一原発事故の避難状況を踏まえ、県はU P Zを30kmに設定する前から30km圏内を対象とした地域防災計画・避難計画を先行して策定
5月27日	知事から中国電力社長へ安全協定締結等を申入れ
7月 5日	県、米子市、境港市、中国電力の4者による「島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会」を設置、協定締結に向けた協議を開始 第1回協議会開催（以後、月1回ペースで協議を実施）
11月17日	原子力安全委員会がU P Zを30km圏内に設定することを了承
12月12日	米子市議会全員協議会で協定締結に同意
12月14日	境港市議会全員協議会で協定締結に同意
12月15日	県議会全員協議会で協定締結に同意
12月25日	安全協定締結
平成24(2012)年 9月	原子力災害対策特別措置法が改正され、新たに法定化された原子力災害対策指針でそれまでのE P Z (10km)に代わって30km U P Zが設けられる
10月12日	県議会が「島根原子力発電所に係る中電との安全協定等の改定を求める決議」
11月 1日	国の原子力防災対策見直しに係る実務レベル協議会設置申入れの際、知事、米子市長、境港市長から中国電力社長へ安全協定改定を申入れ【文書1回目】
11月20日	島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（第1回）開催
平成25(2013)年 1月23日	島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（第2回）開催
3月15日	中国電力から平成24年11月1日の申入れに対して「安全協定の運用において立地自治体と同様の対応」とする文書回答
11月21日	中国電力が県に島根2号機新規制基準適合性審査申請を事前報告
12月17日	島根2号機の新規制基準適合性申請の事前報告への回答の際、知事から中国電力副社長へ安全協定改定を申入れ【文書2回目】
12月25日	中国電力が島根2号機の新規制基準適合性審査を申請
平成27(2015)年12月 8日	島根1号機廃止措置に伴う協定改定の際、知事から中国電力副社長へ安全協定改定を申入れ【文書3回目】
12月14日	中国電力から平成27年12月8日の申入れに対して「安全協定の運用においては、廃止措置における対応についても、立地自治体と同様の対応」とする文書回答
12月22日	安全協定の一部を改定（廃止措置の規定を追加）
平成28(2016)年 6月17日	島根1号機の廃止措置計画申請に係る事前報告への回答の際、知事から中国電力副社長へ安全協定改定を申入れ【文書4回目】
7月 4日	中国電力が島根1号機廃止措置計画を申請
平成29(2017)年 4月19日	島根1号機の廃止措置計画認可
6月27日	島根1号機廃止措置計画認可後の認可申請に係る事前報告への回答の際、知事から中国電力副社長へ安全協定改定を申入れ【文書5回目】
平成30(2018)年 5月22日	中国電力が県に島根3号機新規制基準適合性審査申請を事前報告
8月 6日	島根3号機の新規制基準適合性申請に係る事前報告への回答の際、知事から中国電力副社長へ安全協定改定を申入れ【文書6回目】
8月10日	中国電力が島根3号機の新規制基準適合性審査を申請
11月 9日	島根3号機の申請書類不備に対する県から中国電力への申入れの際、危機管理局長から安全協定改定を申入れ【文書7回目】
令和3(2021)年 8月11日	中国電力が島根県周辺3市に対して安全協定改定の要請に回答
9月15日	中国電力から島根県周辺3市への回答について報告を受けた際、副知事から安全協定改定を申入れ【文書8回目】
10月 5日	島根2号機が新規制基準適合性審査合格 中国電力から県に島根2号機の新規制基準適合性審査合格の報告 島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（R3第1回）開催

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。

4 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
 - (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べができるものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
 - (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - (6) 温排水等の調査結果
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - (9) その他必要と認められる事項
- 2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となつたとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がつたとき。
- (3) 放射線被ばく関係
- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであつても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行つたとき。
- (4) その他
- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

(教育訓練)

第 12 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第 13 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に

協力するものとする。

(公衆への広報)

第 14 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 15 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 16 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 17 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 18 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 19 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 20 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとす

る。

(その他)

第 21 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 野坂康夫

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 中村勝治

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
取締役社長 荘田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況
 - ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）

- ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。

- ① 各号機の発電出力
- ② 各号機の排気筒モニタ値
- ③ 各号機の放水路水モニタ値
- ④ 敷地境界モニタリングポスト値
- ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）
第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子

炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

- 3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第 10 条第 1 項第 4 号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑤に規定する「通報基準値」は、別表 2 に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第 10 条第 2 項に規定する「測定結果等」は、同条第 1 項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（公衆への広報）

第 8 条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（連絡の方法）

第 9 条 協定第 15 条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

（損害の補償）

第 10 条 協定第 17 条第 1 項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

- 2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

（協定の改定）

第11条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第19条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第12条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 野坂康夫

丙 境港市
境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名	通報値A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕		通報値B 〔下記の状態になつたとき〕	
	1号機	2号機	1号機	2号機
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps	
	放水路水モニタ	7cps	70cps	
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	放水路水モニタ	8cps	80cps	

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射能量の計測 値が左の値になった とき